

給食調理業務委託に係る給食材料単価契約 参考見積用仕様書

1.件名

給食調理業務委託に係る給食材料単価契約

2.契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの給食調理業務委託契約期間中、単年度ごとに契約することとする。

3.目的

高砂市民病院における病院給食を治療の一環として位置づけ、患者満足度の向上を図りながら、安心・安全で効率的かつ安定的に提供する。

4.単価

各食の単価を上限単価以内に設定すること。

各食の上限単価及び予定数量は次のとおりとする。なお、予定数量は数量を確約するものではなく、実績数より算出したものとして参考にすること。

(R.3年度 実績数参照)

品 名	規 格	上 限 単 価 (税 抜 き、円)	予 定 数 量 (食)
一般食等	朝 食	230	38,500
	昼 食	285	39,000
	夕 食	285	38,800
ドック食 (日 帰り・1日)	昼 食	600	550
ドック食 (1日)	夕 食	450	30
	翌 昼 食	600	30
おやつ	15歳 以下	50	60

※ 一般食、特別食、フリー食、緩和ケア食、外来透析食、検食、保存食を「一般食等」という。

食事の余分にプラスする付加食(発注者が購入する食品以外)は「一般食等」の単価に含むものとする。

行事食やイベント食は、「一般食等」の単価に含むものとする。

5.給食材料管理等

給食調理業務委託仕様書及び業務内容分担表の詳細のとおりとする。

6.業務の報告

受注者は1箇月分の業務報告書(様式は協議のうえ決定)を翌月5日までに発注者に提出する。

7.支払い

(1)給食材料費の支払いは月払いとする。

(2)受注者は各月の業務完了後、各食の給食材料単価に業務数量を乗じて算出した金額に、当該金額の消費税及び消費税相当額に相当する額を加算した額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を発注者に請求する。業務数量とは、発注者の給食部門システムによって集計される一箇月の合計食数とする。また、検食・保存食・ドック食・外来透析食・15歳以下のおやつも業務数量に含むものとする。

(3)保存食については、朝・昼・夕各1食を業務数量に含む。なお、予備食は業務数量には含まない。

(4)業務数量算定方法について、一般食等及びドック食の場合は前日18:00(朝食)、当日10:00(昼食)、14:30(夕食)の食事オーダ取り込み後、出力した食数表(食種別/病棟別)を基に算定し、その後発生した緊急食を含むものとする。おやつの場合は当日14:30の食事オーダ取り込み後、出力した食数表(食種別/特別指示別)を基に算定する。

(5)発注者が購入した濃厚流動食及び栄養補助食品を食事と併用して提供した場合は業務数量として算定し、濃厚流動食及び栄養補助食品のみを提供した場合は、業務数量として算定しない。

(6)非常食の経費は給食材料費に含まないものとし、新規の購入は発注者が行う。但し、非常食を患者給食に使用した場合は、同じ食品又は同等品を同等数、受注者が補充する。

(7)トロミ剤及びゲル化剤の経費は発注者が負担するものとし、発注者が指定するものを使用する。

(8)GFOやOS-1、大腸検査食等、発注者が購入している食品のみ提供した場合は、簡単な調理や食器の入れ替えがあったとしても業務数量として算定しない。

また、VF検査食や嚥下評価食についても業務数量として算定しない。

8.その他

業務内容または業務数量に変動が生じた時、その他、本仕様書に定めのない事項等疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方が協議のうえ決定する。